



平成 29 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 澁 谷 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 澁 谷 弘 利
(コード番号 6340 東証・名証1部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 吉 道 義 明
(TEL 076 - 262 - 1201)

社外取締役および社外監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第 25 条第 2 項および第 33 条第 2 項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で、責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役および社外監査役の氏名

| | | | | | |
|-------|-------|------|-------|-------|--|
| 社外取締役 | 菅井 俊明 | | | | |
| 社外監査役 | 土肥 淳一 | 遠藤 滋 | 玉井 政利 | 安宅 建樹 | |

2. 責任限定契約の締結日

平成 29 年 12 月 1 日

3. 責任限定契約締結の理由

社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結いたしました。

4. 責任限定契約締結の根拠

当社定款

第25条第2項（取締役の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第33条第2項（監査役の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以 上